

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 政策地域部地域振興室

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年7月18日

(2) 本監査実施日 平成26年9月1日

3 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、前金払の根拠が不明確なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	受託者からの定期的な報告等による事業進捗を踏まえ、前金払の必要性を十分に吟味するとともに、支出に当たっては、複数の職員で前金払の適正性を確認し、適正な事務の執行に努めることとした。